

県内自動車関連中小企業等の業態転換等の事業展開に向けた 実態把握及び伴走支援等業務仕様書

1 事業の目的

カーボンニュートラル（CN）実現や自動車の電動化・デジタル化の進展等（以下「CN・EV化等」という。）の自動車産業の構造変化への対応として、業態転換や事業再構築など、今後の事業展開の方向性を検討している県内自動車関連中小企業等を対象に、企業訪問等により課題等を把握・整理し、国等の支援機関、公設試等の研究開発機関（以下「各支援機関等」という。）による多角的な支援につなげるとともに、CN・EV化等に関する最新技術等をテーマとする交流会や先進的な取組を行っている企業の工場見学会を開催することにより、参加企業が自社の保有する技術や他社の取組事例などを手がかりにして、今後進むべき方向性を定めることを支援する。

2 委託事業の内容

(1) 業務名

県内自動車関連中小企業等の業態転換等の事業展開に向けた実態把握及び伴走支援等業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

(3) 業務内容

①自動車専門コーディネーターによる企業訪問等による実態把握及び伴走支援

- ・ 専門コーディネーターを1名以上配置し、県内自動車関連中小企業等への企業訪問等を通じて、企業が抱える課題等（事業計画策定、人材確保・育成、生産性向上、技術力・開発力向上、デジタル技術活用等）を把握・整理し、各支援機関等が有する種々の支援機能を的確に活用して、多角的な支援を行うこと。
- ・ 自動車専門コーディネーターには、製造業等で勤務経験があり、自動車関連企業等の支援に精通した人員を充てること。
- ・ 企業訪問は、1月あたり2～3回程度実施すること。
- ・ 支援の進捗状況については、随時、三重県に情報共有を行うこと。

②交流会及び工場見学会の開催

- ・ CN・EV化等により新たに必要となる技術等をテーマとする講師及び参加企業間の交流会及び自動車産業の構造変化に対応した先進的な取組を行っている県内外の企業における工場見学会を、各1回開催すること。なお、交流会及び工場見学会については、できるだけ多くの参加者（20社（各社2名）程度）を募ること。
- ・ 交流会においては、最新技術等について情報提供を行った上で、参加企業が保有する技術や課題等について意見交換を行うこと。意見交換にあたっては、活発な議論が行われるよう、意見の引き出しや論点整理等（ファシリテーション）を行うこと。
- ・ 交流会の講師及び工場見学会の受入先企業は、三重県と協議の上、決定すること。
- ・ 交流会の講師及び工場見学会の受入先企業との連絡調整、参加企業の募集、

その他交流会及び工場見学会の開催に必要な一切の業務を行うこと。

(4) 委託業務にかかる経費

本業務の実施に必要な一切の経費は、受託者の負担とする。

3 委託業務に関する成果品の提出

(1) 報告書 2部 (ワードまたはエクセル、パワーポイントで作成したもの)

(2) 報告書等電子データ 1式 (報告書及び関係資料の電子データを納品すること)

(3) 成果品の提出期限

成果品は、委託業務の完了の日から起算して10日以内、又は契約終了日のいずれか早い日までに納品すること。

4 個人情報の保護

本事業による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則があるため留意すること。

5 特記事項

(1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等 (以下暴力団等という。) による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 三重県に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。

(2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じることとする。

6 その他

契約書及び本仕様書に定めのない事項や業務の詳細については、三重県と協議して業務を実施するものとする。